

「保険金が使える」という  
住宅修理サービス、保険代行サービス等の  
「トラブルにご注意を！」

保険金や共済金が使えると勧誘する業者から電話や訪問があっても、すぐに契約等はせずに、まずは、ご加入先の損害保険会社または共済団体へお問い合わせください。

なお、トラブルにあった場合などには、すぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン：188 番）にご相談ください。

※ご参考までに、国民生活センターのホームページをご案内させていただきます。

[「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう！－勧誘・契約が増える秋台風シーズンは特に注意してください－\(発表情報\)\\_国民生活センター \(kokusen.go.jp\) \(外部リンク\)](#)

令和2年12月  
神戸市民生活協同組合  
フリーダイヤル：0120-81-9431  
(土・日曜及び祝日休業)